

横浜市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱

制 定 平成 22 年 2 月 4 日ここ第 5109 号（局長決裁）

最近改正 令和 4 年 3 月 29 日ここ第 10531 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、妊娠期または産褥期にあつて、育児不安や心身の不調による家事育児負担の軽減を目的に、日中家事育児の支援を受けられないと認められた者に、家事及び育児を援助するホームヘルパー（以下「産前産後ヘルパー」という。）を派遣する横浜市産前産後ヘルパー派遣事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

（派遣対象者）

第 2 条 産前産後ヘルパーの派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、横浜市内に住民登録を有し居住する世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 妊娠届を提出した妊婦が属する世帯で、当該妊婦の心身の不調等により子どもの養育に支障があり、かつ、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

(2) 出産後 5 か月未満の褥婦が属する世帯で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

(3) 多胎児を出産後 1 年未満の褥婦が属する世帯で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

2 前項の規定にかかわらず、横浜市内に住民登録を有しないが居住する世帯であっても、配偶者からの暴力など特別な事情があると福祉保健センター長が認めた場合は、派遣対象者とすることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、派遣中に派遣対象者が在宅していない等の事由により、産前産後ヘルパーを派遣することが適切でないと福祉保健センター長が認めた場合は、派遣対象者としなないことができる。

（委託の内容）

第 3 条 産前産後ヘルパーが行う家事及び育児の援助（以下「サービス」という。）は、次の表に掲げるものとする（営利事業及び各種祭事等に係るものは除く。）。

区 分	援助の内容
(1) 家事に関するもの	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事援助

(2) 育児に関するもの	ア 授乳
	イ おむつ交換
	ウ もく浴介助
	エ 適切な育児環境の整備
	オ 保育園・学校等への送迎補助 (保護者同伴の場合に限る)
	カ その他必要な育児援助

2 福祉保健センター長の指示がある場合、産前産後ヘルパーまたは第 17 条に定める事業実施責任者は支援計画を検討する会議へ出席するものとする。

(サービスを行う時間数及び回数)

第 4 条 サービスを行う時間数及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 時間数は、1 回のサービスにつき 2 時間以内とし、1 日 2 回を限度とする。
- (2) 回数は、第 2 条第 1 項 1 号及び 2 号に該当する派遣対象者については、各々 20 回以内とする。第 2 条第 1 項 3 号に該当する派遣対象者については、40 回以内とする。

(サービスを行う日、時間帯及び場所)

第 5 条 サービスを行う日、時間帯及び場所は、次のとおりとする。

- (1) サービスを行う日は月曜日から金曜日まで（閉庁日を除く）とする。
- (2) 時間帯は、9 時から 17 時までの間とする。
- (3) 場所は、原則派遣対象者の自宅とし、自宅以外又は市外への派遣は行わない。

(利用の事前登録及び申請)

第 6 条 サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、横浜市産前産後ヘルパー利用申請書（第 1 号様式）を福祉保健センター長に提出しなければならない。また、妊婦は心身の不調等によりヘルパー派遣が必要であることが記載された診療情報提供書又は診断書を、提出しなければならない。

- (1) 診療情報提供書又は診断書の提出が難しい場合は、福祉保健センター職員による実態調査の結果をもってこれに代えることができる。
 - (2) 各号の規定にかかわらず、緊急に支援を要すると福祉保健センター長が認めた場合にあっては、申請は事後でも差し支えないものとする。ただし、可能な限り速やかに申請し、特段の理由なく申請を遅らせた場合は派遣を中止するものとする。
- 2 申請者の世帯が、生活保護世帯又は市民税非課税世帯、市民税所得割 77, 100 円以下の世帯に該当するときは、前項の規定に基づく申請を行う際に、当該各号のいずれかに該当することを証する書類を提出するものとする。
- 3 出産後の産後ヘルパー派遣を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、妊娠 32 週以降に横浜市産前産後ヘルパー利用（登録）申請書（第 1 号様式）により、福祉保健センター長に事前登録することができる。

(承認及び通知)

- 第7条 福祉保健センター長は、第6条第1項の規定に基づく申請があったときは、申請者の世帯の生活状況等を把握のうえ、サービスの利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を横浜市産前産後ヘルパー利用承認通知書(第2号様式)又は横浜市産前産後ヘルパー利用不承認通知書(第2号様式の2)により、申請者に対し速やかに通知するものとする。
- 2 第6条第3項の規定による申請があったときは、第2条第2項の規定に基づき、サービスを利用しようとする妊婦の産後の育児状況等を把握のうえ、利用登録の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を横浜市産前産後ヘルパー利用登録承認通知書(第2号様式の4)、又は横浜市産前産後ヘルパー利用登録不承認通知書(第2号様式5)により、登録申請者に対し、速やかに、通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録された者は、出産した日から、サービス利用開始希望日の5日前(ただし、閉庁日を除く。)までに、横浜市産前産後ヘルパー利用開始届(第1号様式の2)を福祉保健センター長に届け出なければならない。福祉保健センターは届出に基づき横浜市産前産後ヘルパー利用承認通知書(第2号様式)を、申請者に対し速やかに通知するものとする。
- 4 第1項及び第3項の規定に基づきサービスの利用を承認した場合は、その旨を第11条の規定に基づき受託した事業者(以下「受託事業者」という。)に対し、横浜市産前産後ヘルパー派遣決定通知書(第2号様式の3)により、速やかに通知するものとする。
- 5 サービスの利用を承認された派遣対象者は、利用希望日時を当該利用日の3日前(閉庁日を除く)の17時までに、受託事業者に連絡し、詳細について取り決めるものとする。

(変更の申請等)

- 第8条 サービスの利用を承認された派遣対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、横浜市産前産後ヘルパー利用変更(中止)申請書(第3号様式)により、速やかに、福祉保健センター長に申請しなければならない。
- 2 前項の変更のうち、日程を変更又は中止する場合は、当該利用日の3日前(閉庁日を除く)の17時までに、サービスの利用を承認された派遣対象者から受託事業者に連絡するものとする。
- 3 前項の期日を過ぎて連絡があった場合は、中止として取り扱い、別表2に定める額を利用者は事業者へ直接支払うものとする。

(変更措置等)

- 第9条 福祉保健センター長は、前条の規定に基づく変更の申請があったとき又はやむを得ない理由があると認める場合は、サービスの内容を変更し、又は中止することができる。
- 2 福祉保健センター長は、前項の規定に基づきサービスの内容を変更又は中止する場合は、横浜市産前産後ヘルパー利用変更(中止)承認通知書(第4号様式)により、申請者に通知するとともに、横浜市産前産後ヘルパー派遣変更(中止)決定通知書(第4号様式の2)により、受託事業者に通知するものとする。

(利用料)

第 10 条 サービスを利用した者（以下「利用者」という。）は、別表 1 に定める額を負担するものとする。ただし、「横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱（平成 27 年 2 月 3 日制定ここ第 6285 号）」に基づき、税制度の寡婦（夫）控除のみなし適用の該当となり、別表 1 に定める世帯区分が変更される場合は、変更後の世帯区分を適用する。なお、利用者の都合によりサービスの利用を中止した場合は、別表 2 に定める額を負担するものとする。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、ヘルパーが生活必需品の買い物その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。

3 利用者は、前 2 項に規定する利用料及び実費相当額を、サービスを行う受託事業者に支払うものとする。

(事業の委託)

第 11 条 市長は、本事業を、適切な事業運営が確保できると認められる、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）で規定する指定訪問介護事業所又は同等のサービスが提供できる事業者に委託する。

(委託料)

第 12 条 市長は、受託事業者に対し、サービス提供に要する費用として、別表 3 に定める委託料から別表 1 に定める額を控除した額を支払う。

(産前産後ヘルパーの派遣)

第 13 条 受託事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者を、産前産後ヘルパーとして派遣するものとする。

(1) 母子保健に理解と熱意のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者
保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、又は介護保険法に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者であること。

(2) 心身ともに健全であること。

(3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

(産前産後ヘルパーの研修)

第 14 条 受託事業者は、産前産後ヘルパーに対し、必要に応じ、資質の向上のために必要な研修を実施しなければならない。

(産前産後ヘルパーの健康管理等)

第 15 条 受託事業者は、産前産後ヘルパーに対し、感染症等に関する知識を習得させるとともに、年 1 回以上の定期健康診断を実施し、その健康管理に細心の注意を払わなければならない。

(身分証明書の携行等)

第 16 条 産前産後ヘルパーは、サービスを行う際に、常に受託事業者が発行する身分

証明書を携行し、利用者宅の訪問時に必ず提示しなければならない。

- 2 産前産後ヘルパーは、サービスを行ったときは、その都度、横浜市産前産後ヘルパー利用確認書（第5号様式）により、利用者からサービス履行の確認を受けなければならない。

（資格を有する事業実施責任者の確保）

第17条 受託事業者は、利用者についての産前産後ヘルパーからの相談に応じられる体制を確保するために、保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する事業実施責任者をおかななければならない。

- 2 受託事業者は、前項の有資格者について、横浜市産前産後ヘルパー派遣事業有資格者届出書（第6号様式）を作成し、こども青少年局長に届け出なければならない。
- 3 前項の届出の内容について変更のあった場合についても、前項と同様に届け出なければならない。

（こども青少年局長への報告及び費用の請求）

第18条 受託事業者は、本事業の実施及び実施に係る委託料について、次の各号に定める書類により、当月分を別途こども青少年局が定める日までに、こども青少年局長に報告及び請求するものとする。

- (1) 横浜市産前産後ヘルパー派遣事業委託料請求書（第9号様式）
- (2) 横浜市産前産後ヘルパー派遣事業実施報告書（第7号様式）
- (3) 横浜市産前産後ヘルパー利用確認書（第5号様式）

- 2 前項各号に定める様式は、こども青少年局長が認めた他の様式に代用することができるものとする。
- 3 受託事業者は利用者から受けた相談等について横浜市に報告の必要があると横浜市が認めた場合に、横浜市産前産後ヘルパー派遣結果報告書（第5号様式の2）を提出することにより、こども青少年局長に報告することができる。

（費用の支払い）

第19条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託契約に基づき支払いを行うものとする。

（福祉保健センター長への報告）

第20条 受託事業者は、本事業の実施について、横浜市産前産後ヘルパー派遣結果報告書（第5号様式）の写しを提出することにより、当月分を翌月10日までに、福祉保健センター長に報告しなければならない。

（帳票類の整備等）

第21条 受託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

- 2 市長は、受託事業者に対し、帳票類等の提出又はサービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

第 22 条 帳票類の保存は 5 年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。

(事業所の届出)

第 23 条 受託事業者は、横浜市産前産後ヘルパー派遣事業を行う本市内の事業所及びサービス提供地域について、横浜市産前産後ヘルパー派遣事業事業所届出書（第 10 号様式）を作成し、届け出なければならない。

2 前項の内容について変更のあった場合についても、前項と同様に届け出なければならない。

(事故及び損害の責任)

第 24 条 受託事業者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、横浜市に故意または重過失のない限り、受託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 受託事業者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故等について、速やかに、書面により、こども青少年局長へ報告しなければならない。

(事業内容の改善)

第 25 条 こども青少年局長は、産前産後ヘルパー派遣事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、受託事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 26 条 産前産後ヘルパー派遣事業を実施するにあたっては、派遣の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別に定める「個人情報取扱特記事項」及び横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、横浜市産前産後ヘルパー派遣事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、横浜市産前産後ヘルパー派遣事業の利用にあたって申請者及び利用者が遵守すべき必要な事項については、横浜市産前産後ヘルパー利用規定として周知する。

3 この要綱における市民税所得割は、標準税率 6 % で算出する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式目次

第 1 号様式	横浜市産前産後ヘルパー利用（登録）申請書
第 1 号様式の 2	横浜市産前産後ヘルパー利用開始届
第 2 号様式	横浜市産前産後ヘルパー利用承認通知書
第 2 号様式の 2	横浜市産前産後ヘルパー利用不承認通知書
第 2 号様式の 3	横浜市産前産後ヘルパー派遣決定通知書
第 2 号様式の 4	横浜市産前産後ヘルパー利用登録承認通知書
第 2 号様式の 5	横浜市産前産後ヘルパー利用登録不承認通知書
第 3 号様式	横浜市産前産後ヘルパー利用変更（中止）申請書
第 4 号様式	横浜市産前産後ヘルパー利用変更（中止）承認通知書
第 4 号様式の 2	横浜市産前産後ヘルパー派遣変更（中止）決定通知書
第 5 号様式	横浜市産前産後ヘルパー利用確認書
第 5 号様式の 2	横浜市産前産後ヘルパー派遣結果報告書

第 6 号様式	横浜市産前産後ヘルパー派遣事業有資格者届出書
第 7 号様式	横浜市産前産後ヘルパー派遣事業実施報告書
第 9 号様式	横浜市産前産後ヘルパー派遣事業委託料請求書
第 10 号様式	横浜市産前産後ヘルパー派遣事業事業所届出書

(別表 1)

世帯区分	利用料 (1回2時間当たり)
1 生活保護世帯及び市民税非課税世帯	0円
2 市民税所得割77, 100円以下の世帯	500円
3 市民税所得割77, 101円以上の世帯	1,500円

※1 生活保護世帯とは、この事業を利用する日における生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による被保護世帯とする。

※2 市民税は、この事業を利用する日の前年（1月から5月末までの利用については前々年）の所得に対するものとする。

(別表 2)

利用者都合により産前産後ヘルパーの派遣が中止された場合の利用者負担額	
派遣前日の17時までに受託事業者に連絡があった場合	0円
派遣前日の17時から当日訪問出発までに受託事業者に連絡があった場合	800円
当日訪問出発前までに受託事業者に連絡がなく、訪問してしまった場合	1,500円

(別表 3)

第12条に定める委託料 (1回2時間当たり)	5,080円
検討会議1回の出席	6,290円